

日本フランス語フランス文学会東北支部大会

総 会 次 第

議 長：中里まき子（岩手大学）

I 報告事項

1 各種委員会報告

- 1) 役員会
- 2) 幹事会
- 3) 支部運営委員会
- 4) 渉外委員会
- 5) 語学教育委員会
- 6) 研究情報委員会
- 7) 広報委員会
- 8) 学会のあり方検討委員会
- 9) 監査

2 支部会誌編集委員会報告

3 支部会員の登録状況 ----- 資料1

4 その他

II 協議事項

1 役員を選出について

- 1) 役員に関する支部規約の確認 ----- 資料2
- 2) 役員及び任期の確認 ----- 資料3
- 3) 支部代表幹事の選出
- 4) 運営委員2名の選出
- 5) 研究情報委員の選出
- 6) 学会のあり方検討委員の選出
- 7) 監査2名の選出

2 支部規約の改正について ----- 資料4

3 次期開催校について

4 その他

日本フランス語フランス文学会東北支部大会

総 会 記 録

議 長：宮本直規（東北学院大学）

I 報告事項

1 各種委員会報告

1) 役員会

山崎冬太（東北学院大学）支部長より、10月26～27日別府大学で秋季大会行がなわれ、

[学会奨励賞]

- ・学会奨励賞選考委員会で学会奨励賞に4名の応募があり、中村翠さんのゾラについての研究、綾部麻美さんのポンジュについての研究が受賞したこと
- ・この奨励賞は各支部の支部長が選考委員になっていることから、各支部からの推薦が求められていること、来年度の締め切りは4月30日であること

[役員会]

- ・役員会では、総会で諮られることの確認をし、これは学会ニュースで会員に知らされることから詳しくは報告しないが、学生ビザ取得の簡略化が行なわれたこと（cf.フランス大使館サイト）、
- ・来年（2014）度の春季大会は、お茶の水女子大学で5月24～25日の開催が決定、また来年度の秋季大会は広島大学で10月25～26日に行われること、その翌年（2015）の春季大会は明治学院大学で行われることが内定していること
- ・2年に一度出ている学会名簿は、経費削減に努めると共に、これまで年度当初に発行していたが、3月～4月は移動等が多いにもかかわらず、移動が名簿に反映されないのが年度後半に発行すること
- ・学会会員数の激変に関して、本年度の名簿訂正時の退会者数が100を超えていること
- ・文科省の科研費について、学会誌への交付基準が大幅に変更され、海外発信用などの電子媒体の学会誌が奨励されることから、これまでのような紙媒体の学会誌には交付金がおりなくなるので、科研費申請検討WGができること
- ・スタージュは来年（2014）の3月22日～25日までの4日間、アンステイチュ・フランセ東京 [Institut français du Japon - Tokyo] で行なわれること
- ・仏文学会の法人化を検討中である

との報告があった。

2) 幹事会

阿部宏（東北大学）支部代表幹事より、3回幹事会があり、報告事項をまとめてきたが、ほとんどが今の山崎支部長の報告と重なるので、それ以外のこととして、

- ・ 来年のお茶の水女子大での春季大会は、当初5月31日と6月1日という情報が流れたようであるが、先ほどの報告どおり、5月24～25日で行なわれること
- ・ その際、懇親会は学内で行うので、当日の受付けはしないので、注意されたい

との報告があった。

3) 支部運営委員会

山崎支部長より、春の全国大会後に新しい支部の年度に入り、支部代表幹事が東北大学の阿部宏先生になり、支部会誌担当が辻野先生に替わったこと、またそれ以外のメンバーの変更はなかったため、メールによって運営を行った、との報告があった。

4) 渉外委員会

坂巻康司（東北大学）委員が欠席のため、森田直子（東北大学）運営委員より以下の報告内容が代読された。

----- ↓ ここから ↓ -----

渉外委員会からの報告事項

2013年10月26日（土）別府大学で行なわれた渉外委員会で、以下を確認した。

- 1) 2013年10月31日(木)に日仏会館で行われるエリック・ファイユ氏の講演会を日仏会館との共催にすることを承認した。
- 2) 2014年4月19日(土)、20日(日)に日仏会館で行われる予定の日仏会館創立90周年記念国際シンポジウムを本学会として後援することを承認した。

----- ↑ ここまで ↑ -----

5) 語学教育委員会

横井雅明（岩手大学）委員より、6月1日の春季大会での語学教育委員会以降の報告として、

[春季大会]

- ・ 委員長に独協大学の江花輝昭氏に、副委員長に関西外国語大学の傳田久仁子氏が選出されたこと
- ・ フランス語教育の実状調査が終わり、各方面からの意見を待っている状況で、今後各員で何ができるかを検討すること

[秋季大会]（10月26日の秋季大会は欠席のため議事録に基づいた報告）

- ・ 今後の活動方針について、意見交換をしたこと
- ・ 確認事項として、委員の任期は2年であるが、再任が慣例となっているので2年目の委員は来年度から更に2年の任期をお願いすることが確認された

との報告があった。

6) 研究情報委員会

翠川博之委員より、委員会からは特に報告すべき事柄はないが、活動として、各研

究会の活動内容等を Web ページで紹介して行くための Web ページの作成を行いつつ、引き続き cahier の編集作業を行っていくので、cahier の書評に推薦すべき図書があれば紹介して欲しい、との報告があった。

7) 広報委員会

宮本直規委員より、特に大きな変化はないが、学会のホームページ上にイベント（シンポジウム等）の掲載依頼をする場合は、これまで本会事務局へ e メールで申請することになっていたが、サイト上の掲載依頼フォームから依頼するという形式にかわり、原則として PDF 化したものしか受付せず、実際に開催されるイベントの 10 日までのものしか掲載されないので注意されたい、との報告があった。

8) 学会のあり方検討委員会

佐野敦至（東北大学）委員が欠席のため、森田直子運営委員より以下の報告内容が代読された。

----- ↓ ここから ↓ -----

学会のあり方検討委員会からの報告事項

春の総会で、学会の会員数が急激に減少する中、財政規模も縮小することが予想され、これに対応した学会活動のあり方を検討するようにとの諮問があった。

これを受けてメールによる意見交換、秋の委員会での討議を経て、委員間で課題を分担し、年末年始の休み明けに報告を集約した後、3月頃を目途に答申を取りまとめることとした。

大会での研究発表と学会誌掲載論文との関係、本会の大会と支部の大会との関係などが複雑に絡み合っており、今後支部会員の意見を求める可能性もあるので、その節はご協力を賜りたい。

----- ↑ ここまで ↑ -----

9) 監査

菊池良夫監査役より、事務局より東北支部の会計に関する書類が送られ、収入・支出とも適切に行われていた、との報告があった。

2 支部会誌編集委員会報告

辻野稔哉（秋田大学）運営委員より、4月15日に支部会誌第6号のWeb版、5月25日に第5号と第6号の合併の冊子体を〔今井先生（東北大学）の担当時に〕刊行したこと、今は来年のWeb版の準備に入っている、との報告があった。

3 支部会員の登録状況

後藤尚人（岩手大学）運営委員が欠席のため、森田直子運営委員より以下の報告内容が代読された。

----- ↓ ここから ↓ -----

資料1のとおり、本年（2013）11月13日現在の支部会名簿を作成しました。こちらで把握している会員数は、普通会員が50名、学生会員が4名の計54名です。ご確認下さい。

なお、本年度より東北支部会員になられた、小澤祥子氏と白石冬人氏については、ヨミガナをはじめ、メールアドレス等が不明ですので、ご存知の方はご教示下さい。

東北支部会のMLに登録されていない方は現時点で13名となっています。

-----↑ ここまで ↑-----

4 その他

宮本議長より他に報告事項の有無を確認したが、なかった。

II 協議事項

1 役員を選出について

1) 役員に関する支部規約の確認

宮本議長より、資料2に基づき支部規約第6条及び運営細則第1条&第2条を確認した。（今回選出される役員任期は、2014年5月25日の本会総会翌日から始まる。）

2) 役員及び任期の確認

森田運営委員より、資料3に基づき役員任期を確認するとともに、支部長と語学教育委員を選出する必要がある旨、確認した。また、広報委員については本会幹事会案件であるが、宮本委員が再任され委員長になる予定であることが伝えられた。

3) 支部長の選出

宮本議長より、運営細則第1条④に基づき運営委員会へ推薦を求め、山崎支部長から、岩手大学の山本昭彦氏が推薦された。

続いて、宮本議長より、運営細則第1条⑤により、会員へ立候補を求めたが、立候補者はおらず、山本昭彦氏が支部長に選出された。

4) 語学教育委員の選出

宮本議長より、運営細則第1条⑨に基づき運営委員会へ推薦を求め、山崎支部長から、岩手大学の横井雅明氏を再任願いたい旨の推薦があり、横井氏が選出された。

2 次期開催校について

次期開催校後についての提案の前に、会場から次期支部長に選出された山本昭彦氏に受託演説を求める動議があり、山本氏から挨拶があった。

続いて、次期開催校について、山崎支部長から、福島大学で開催される旨の提案があり、承認された。

3 その他

宮本議長より他に報告事項の有無を確認したが、なかったため、総会終了が宣言され閉会となった。

日本フランス語フランス文学会 東北支部会

会員名簿2014：普通52＋学生2＝計54名

(支部のみ会員：*氏名3名、及び本会会員名簿2014/2015に記載がない氏名5名を含む)

(2014年11月11日現在)

氏名	シメイ	会員区分
ASH, Robert	アッシュ ロバール	普通
阿部 いそみ	アベ イソミ	普通
阿部 宏慈	アベ コウジ	普通
阿部 宏	アベ ヒロシ	普通
石田 雄樹	イシダ ユウキ	学生
泉田 武二	イズミタ タケジ	普通
泉谷 安規	イズミヤ ヤスリ	普通
今井 勉	イマイ ツトム	普通
大内 和子	オウチ カズコ	普通
大谷 尚文	オオタニ ナオミ	普通
小澤 祥子	オザワ ショウコ	普通
*金柿 宏典	カナガキ ヒロリ	普通
菊地 良夫	キクチ リョウヂ	普通
工藤 貴子	クドウ タカコ	普通
熊本 哲也	クマモト テツヤ	普通
GRAS, Alexandre	グラアレクサンドル	普通
黒岩 卓	クロイワ タク	普通
小池 隆太	コイケ リュウタ	普通
合田 陽祐	ゴウダ ヨウスケ	普通
後藤 尚人	ゴトウ ナオト	普通
後藤 斉	ゴトウ ヒロシ	普通
小林 文生	コバヤシ フミオ	普通
坂巻 康司	サカマキ コウジ	普通
*佐藤 卓司	サトウ タクシ	普通
佐藤 伸宏	サトウ ノブヒロ	普通
佐藤 了三	サトウ リョウゾウ	普通
佐野 敦至	サノ アツシ	普通

氏名	シメイ	会員区分
島貫 葉子	シマヌキ ヨウコ	普通
JANSON, Michel	ジャンソン ミシェル	普通
正田 靖子	ショウダ ヤスコ	普通
白石 冬人	シライシ フト	学生
高橋 梓	タカハシ アズサ	普通
高橋 広宣	タカハシ ヒロノブ	普通
田村 奈保子	タムラ ナホコ	普通
辻野 稔哉	ツジノトシヤ	普通
寺本 成彦	テラモト ナルヒコ	普通
寺本 弘子	テラモト ヒロコ	普通
中里 まき子	ナカサト マキコ	普通
服部 カトリーヌ	ハットリ カトリーヌ	普通
廣松 勲	ヒロマツ イサオ	普通
福井 寧	フクイ ヤスシ	普通
*深町 弘吉	フカマチ コウキチ	普通
藤井 史郎	フジイ シロウ	普通
間瀬 幸江	マセ ユキエ	普通
翠川 博之	ミドリカワ ヒロユキ	普通
宮本 直規	ミヤモト ナオキ	普通
村山 茂	ムラヤマ シゲル	普通
MEVEL, Yann	メヴェル ヤン	普通
森田 直子	モリタ ナオコ	普通
柳沢 文昭	ヤナギサワ フミアキ	普通
山崎 冬太	ヤマザキ フユタ	普通
山本 昭彦	ヤマモト アキヒコ	普通
横井 雅明	ヨコイ マサアキ	普通
米山 親能	ヨネヤマ チカヨシ	普通

日本フランス語フランス文学会東北支部規約

改正：2011 (H 23) 年 11 月 12 日

第1条 (名称) 本支部は、日本フランス語フランス文学会 (以下「本会」と略記する) 東北支部と称する。

第2条 (事務局) 事務局は、運営委員会が責任を負い、原則として支部長の所属校におく。

第3条 (目的) 東北地区におけるフランス語フランス文学の研究と教育の発展並びに普及に寄与し、あわせて会員相互の連絡・親睦を図る。

第4条 (会員) 原則として、本支部会員は東北地区に居住または勤務し、本会の会員である者とする。支部会員は普通会员・学生会員・賛助会員の3種とする。ただし、支部のみの所属も認める。

第5条 (役員) 本支部に次の役員をおき、その任務を次のように定める。

1. 支部長 1名
支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事 1名
支部の代表として本会幹事会において支部の意見を反映し、その審議・評決に加わる。また支部長を補佐する。
3. 運営委員 3名
支部長・代表幹事とともに支部の運営にあたる。
4. 委員会委員 若干名
本会会則第24条に定められた委員会の活動に参加する。
5. 監査 2名
支部の会計を監査する。

第6条 (選任と任期) ① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則の定めるところによる。

② 役員の任期を以下のように定める。

1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。
2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。
3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。
4. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。
5. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。

第7条 (事業) 本支部は次の事業を行なう。

1. 支部大会・討論会・研究会・講演会等の開催・後援。
2. 支部会報その他の発行。
3. その他、本支部の目的に沿う事業。

第8条 (機関の種類) 本支部に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

第9条（総会） ① 支部総会は、本支部最高の議決機関として、運営委員会によって指名された議長の主宰のもとに、役員を選任、事業の方針、予算・決算など、会務の重要事項を審議する。

② 支部総会は支部長が招集し、原則として年1回支部大会時に開催する。

③ 支部総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意をもって成立する。

第10条（運営委員会） ① 運営委員会は、支部規約および総会の議にそって、支部の運営にあたる。

② 運営委員会は、支部長・支部代表幹事・運営委員をもって構成する。

③ 運営委員会は、支部長がこれを招集する。

第11条（会費および会計） ① 支部会員は、本会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。

② 会計年度は4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

③ 会計報告は会計監査を経て、各支部会員へ通知する。

第12条（規約の変更） 本規約の変更は総会の議決による。

付則 この規約は2002年6月3日より施行する。

付則 この規約は2012年6月4日より施行する。

運営細則

第1条（役員を選任） ① 役員は本支部の普通会員及び学生会員で、同時に本会の会員である者のなかから選出する。

② 本支部規約第5条に記された順に選出する。

③ 支部長、支部代表幹事、運営委員の選出は総会出席者の投票によるものとする。

④ 運営委員会はこれらの役員の候補者を総会に推薦することができる。

⑤ ①に定められた会員はこれらの役員に立候補することができる。

⑥ 候補者の数が役員の定数と一致する時は投票を省略することができる。

⑦ 投票による場合は、支部長、支部代表幹事については1名单記、運営委員については3名連記とする。

⑧ 得票多数の者をもって当選者とする。上位者の得票が同数であるときは、決選投票を行ない上位得票者を当選者とする。

⑨ 委員会委員及び監査については、運営委員会の推薦に基づき総会で選任する。

⑩ 支部役員の発令は当該役員選任後の本会春季総会の翌日付けとする。

第2条 運営委員は、総会において選任する。

第3条 支部のみに属する会員は、会費（年額普通会員2000円、学生会員1000円）を支部事務局に納入しなければならない。

資料 3
日本フランス語フランス文学会 東北支部大会総会(福島大学)
2014 (H26) 年 11 月 15 日

東北支部役員

(2013 年 5 月 26 日現在)

役 職	氏 名	
支 部 長	山本 昭彦 (2014-2016)	
支部代表幹事	阿部 宏 (2013-2015)	要改選
運営委員	[会計担当] 森田 直子 (2013-2015 : 2 期目) [支部会誌担当] 辻野 稔哉 (2013-2015) [総務担当] 後藤 尚人 (2013-2015 : 2 期目)	要改選 要改選
委員会委員	[学会誌編集委員] 熊本 哲也 (2013-2015 : 2 期目) ← 本会 黒岩 卓 (2013-2015 : 2 期目) ← 本会 [渉外委員] 坂巻 康司 (2013-2015 : 2 期目) ← 本会 [語学教育委員] 横井 雅明 (2014-2016 : 2 期目) [研究情報委員] 翠川 博之 (2013-2015) [広報委員] 宮本 直規 (2014-2016 : 2 期目) [学会のあり方検討委員] 佐野 敦至 (2013-2015 : 2 期目)	要改選 要改選
監 査	大谷 尚文 (2013-2015) 阿部 宏慈 (2013-2015)	要改選 要改選

日本フランス語フランス文学会東北支部規約 改正案

役員が事故等により欠けた場合や交替する必要がある場合の対応策が未整備であるため、運営委員会構成員（支部長、支部代表幹事、運営委員）の補充または交替ができるように以下の改正を行う。

現 行	改 正 後
<p>第6条（選任と任期）</p> <p>① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則 の定めるところによる。</p> <p>② 役員の任期を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。 2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。 3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。 4. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。 5. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。 	<p>第6条（選任と任期）</p> <p>① 役員は総会において選出するものとする。選出方法は運営細則 の定めるところによる。</p> <p>② 役員の任期を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長の任期は2年とし、再任はできない。 2. 支部代表幹事の任期は2年とし、再任はできない。 3. 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。また、本会の委員会委員との兼任を妨げない。 4. <u>上記役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の判断する方法により、速やかに欠員を補充する。その場合の任期は、前任者の残余期間とし、その期間は次期の役員選出時にカウントしない。</u> 5. 本会に推薦する委員会委員の任期は、委員会それぞれの内規によるものとする。 6. 監査の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3選できない。

【参考】

日本フランス語フランス文学会会則

第4章 役員

第18条（選任と任期）

- ⑩ 各役員に欠員が生じたときは、これを速やかに補充する。
その場合の任期は、前任者の残余期間とする。